

「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領」（事務運営指針）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

>

改 正 後	改 正 前
第 1 章 定義及び基本方針	第 1 章 定義及び基本方針
<p>(定義)</p> <p>1-1 ……………</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p><u>(3) 令和 2 年改正法 所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）をいう。</u></p> <p><u>(4) 旧法 令和 2 年改正法第 3 条（法人税法の一部改正）の規定による改正前の法をいう。</u></p> <p><u>(5) 旧措置法 令和 2 年改正法第 16 条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の措置法をいう。</u></p> <p><u>(6) ……………</u></p> <p><u>(7) ……………</u></p> <p><u>(8) ……………</u></p> <p><u>(9) ……………</u></p> <p><u>(10) ……………</u></p> <p><u>(11) ……………</u></p> <p><u>(12) ……………</u></p> <p><u>(13) ……………</u></p> <p><u>(14) ……………</u></p> <p><u>(15) ……………</u></p> <p><u>(16) ……………</u></p> <p><u>(17) ……………</u></p> <p><u>(18) ……………</u></p>	<p>(定義)</p> <p>1-1 ……………</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p><u>(3) ……………</u></p> <p><u>(4) ……………</u></p> <p><u>(5) ……………</u></p> <p><u>(6) ……………</u></p> <p><u>(7) ……………</u></p> <p><u>(8) ……………</u></p> <p><u>(9) ……………</u></p> <p><u>(10) ……………</u></p> <p><u>(11) ……………</u></p> <p><u>(12) ……………</u></p> <p><u>(13) ……………</u></p> <p><u>(14) ……………</u></p> <p><u>(15) ……………</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(19) ……………</p> <p>(20) ……………</p> <p>(21) ……………</p> <p>(22) ……………</p> <p>(23) ……………</p> <p>(24) ……………</p> <p>(25) 局担当課 国税局課税第二部（金沢、高松及び熊本国税局にあつては、課税部）法人課税課及び沖縄国税事務所法人課税課（以下「局法人課税課」という。）又は東京及び大阪国税局調査第一部事前確認審査課、名古屋国税局調査部国際調査課、関東信越国税局調査査察部国際調査課、札幌、仙台、金沢、広島、高松、福岡及び熊本国税局調査査察部調査管理課並びに沖縄国税事務所調査課（以下「局調査課」という。）をいう。</p> <p>(26) 連結法人 旧法第2条第12号の7の2（定義）に規定する連結法人をいう。</p> <p>(27) 連結親法人 旧法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。</p> <p>(28) 連結子法人 旧法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。</p>	<p>(16) ……………</p> <p>(17) ……………</p> <p>(18) ……………</p> <p>(19) ……………</p> <p>(20) ……………</p> <p>(21) ……………</p> <p>(22) 局担当課 国税局課税第二部（金沢、高松及び熊本国税局にあつては、課税部）法人課税課及び沖縄国税事務所法人課税課（以下「局法人課税課」という。）又は東京及び大阪国税局調査第一部国際情報第二課、名古屋国税局調査部国際情報課、関東信越国税局調査査察部国際調査課、札幌、仙台、金沢、広島、高松、福岡及び熊本国税局調査査察部調査管理課並びに沖縄国税事務所調査課（以下「局調査課」という。）をいう。</p>
第6章 外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に関する事前確認	第6章 外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に関する事前確認
<p>（事前確認の申出）</p> <p>6－1</p> <p>(1) ……………国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）。以下この章において「所轄税務署長等」という。）……………</p> <p>なお、事前確認の申出を行おうとする外国法人が事前相談を行っていない場合には、所轄税務署長等は当該外国法人に対して、事前相談を行った上で事前確認の申出を行うよう指導する。</p> <p>イ （省 略）</p> <p>ロ （省 略）</p>	<p>（事前確認の申出）</p> <p>6－1</p> <p>(1) ……………国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）。以下この章において「所轄税務署長」という。）……………</p> <p>なお、事前確認の申出を行おうとする外国法人が事前相談を行っていない場合には、所轄税務署長は当該外国法人に対して、事前相談を行った上で事前確認の申出を行うよう指導する。</p> <p>イ （同 左）</p> <p>ロ （同 左）</p>

改正後	改正前
<p>(2) ……これを所轄税務署長等に提出することにより行うものとする。</p> <p>(注) ……</p> <p>(3) (省 略)</p>	<p>(2) ……これを所轄税務署長に提出することにより行うものとする。</p> <p>(注) ……</p> <p>(3) (同 左)</p>
<p>(資料の添付)</p> <p>6-2</p> <p>(1) 所轄税務署長等は、…………… イ～ヲ (省 略)</p> <p>(2) ……所轄税務署長等は、……………</p>	<p>(資料の添付)</p> <p>6-2</p> <p>(1) 所轄税務署長は、…………… イ～ヲ (同 左)</p> <p>(2) ……所轄税務署長は、……………</p>
<p>(事前確認の通知)</p> <p>6-14</p> <p>(1) ……所轄税務署長等に連絡する。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) ……所轄税務署長等に……………</p> <p>(4) ……所轄税務署長等に連絡する。</p> <p>(5) 所轄税務署長等は、……………</p>	<p>(事前確認の通知)</p> <p>6-14</p> <p>(1) ……所轄税務署長に連絡する。</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) ……所轄税務署長に……………</p> <p>(4) ……所轄税務署長に連絡する。</p> <p>(5) 所轄税務署長は、……………</p>
<p>(事前確認の効果)</p> <p>6-15 所轄税務署長等は、……………</p>	<p>(事前確認の効果)</p> <p>6-15 所轄税務署長は、……………</p>
<p>(報告書の提出)</p> <p>6-16 所轄税務署長等は、確認外国法人に対し、確認事業年度の確定申告書の提出期限又は当該所轄税務署長等があらかじめ定める期限までに、次の事項を記載した資料を添付した「内部取引等に係る事前確認の報告書」を別紙様式4により作成し、これを当該所轄税務署長等に提出するよう求める。</p> <p>……………</p>	<p>(報告書の提出)</p> <p>6-16 所轄税務署長は、確認外国法人に対し、確認事業年度の確定申告書の提出期限又は当該所轄税務署長があらかじめ定める期限までに、次の事項を記載した資料を添付した「内部取引等に係る事前確認の報告書」を別紙様式4により作成し、これを当該所轄税務署長に提出するよう求める。</p> <p>……………</p>

改 正 後	改 正 前
(1)～(6) (省 略) (注) 当該所轄税務署長等が……………	(1)～(6) (同 左) (注) 当該所轄税務署長が……………
(事前確認に基づく調整等) 6-18 (1) 所轄税務署長等は、…………… (2) (省 略)	(事前確認に基づく調整等) 6-18 (1) 所轄税務署長は、…………… (2) (同 左)
(事前確認の取消し) 6-20 (1) ……………所轄税務署長等に連絡する。 イ～ニ (省 略) (2) (省 略) (3) ……………所轄税務署長等に連絡する。 (4) 所轄税務署長等は、確認外国法人に対し、局担当課から(1)又は(3)の連絡を受けたときは、……………	(事前確認の取消し) 6-20 (1) ……………所轄税務署長に連絡する。 イ～ニ (同 左) (2) (同 左) (3) ……………所轄税務署長に連絡する。 (4) 所轄税務署長は、確認外国法人に対し、局担当課から(3)の連絡を受けたときは、……………
第7章 内国法人の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額に関する事前確認	第7章 内国法人の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額に関する事前確認
(事前確認の申出) 7-1 (1) 内国法人の納税地を所轄する税務署長(調査課所管法人にあっては、国税局長。以下「所轄税務署長等」という。…………… なお、事前確認の申出を行おうとする内国法人が事前相談を行っていない場合には、所轄税務署長等は当該内国法人に対して、事前相談を行った上で事前確認の申出を行うよう指導する。 イ (省 略) ロ (省 略) (2) ……………所轄税務署長等に提出することにより行うものとする。	(事前確認の申出) 7-1 (1) 内国法人の納税地を所轄する税務署長(調査課所管法人にあっては、国税局長。以下この章において「所轄税務署長」という…………… なお、事前確認の申出を行おうとする内国法人が事前相談を行っていない場合には、所轄税務署長は当該内国法人に対して、事前相談を行った上で事前確認の申出を行うよう指導する。 イ (同 左) ロ (同 左) (2) ……………所轄税務署長に提出することにより行うものとする。

改 正 後	改 正 前
(注) …………… (3) (省 略)	(注) …………… (3) (同 左)
(資料の添付) 7-2 (1) 所轄税務署長等は、…………… イ～ヲ (省 略) (2) ……………所轄税務署長等は、当該確認申出内国法人に対して、速やかに、当該資料を提出することを求める。	(資料の添付) 7-2 (1) 所轄税務署長は、…………… イ～ヲ (同 左) (2) ……………所轄税務署長は、当該確認申出内国法人に対して、速やかに、当該資料を提出することを求める。
(事前相談) 7-9 (1) …………… (注) 確認対象事業年度の前の事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度を含む。)</u> において、…………… (2)～(4) (省 略)	(事前相談) 7-9 (1) …………… (注) 確認対象事業年度の前の事業年度において、…………… (2)～(4) (同 左)
(事前確認の通知) 7-14 (1) ……………所轄税務署長等に連絡する。 (2) (省 略) (3) ……………所轄税務署長等…………… (4) ……………所轄税務署長等に連絡する。 (5) 所轄税務署長等は、……………	(事前確認の通知) 7-14 (1) ……………所轄税務署長に連絡する。 (2) (同 左) (3) ……………所轄税務署長…………… (4) ……………所轄税務署長に連絡する。 (5) 所轄税務署長は、……………
(事前確認の効果) 7-15 所轄税務署長等は、……………	(事前確認の効果) 7-15 所轄税務署長は、……………
(報告書の提出) 7-16 所轄税務署長等は、確認内国法人に対し、確認事業年度の確定申告書の提出	(報告書の提出) 7-16 所轄税務署長は、確認内国法人に対し、確認事業年度の確定申告書の提出期

改正後	改正前
<p>期限又は当該所轄税務署長等があらかじめ定める期限までに、次の事項を記載した資料を添付した「内部取引等に係る事前確認の報告書」を別紙様式4により作成し、これを当該所轄税務署長等に提出するよう求める。</p> <p>……………</p> <p>(1)～(6) (省 略)</p> <p>(注) 当該所轄税務署長等が……………</p>	<p>限又は当該所轄税務署長があらかじめ定める期限までに、次の事項を記載した資料を添付した「内部取引等に係る事前確認の報告書」を別紙様式4により作成し、これを当該所轄税務署長に提出するよう求める。</p> <p>……………</p> <p>(1)～(6) (同 左)</p> <p>(注) 当該所轄税務署長が……………</p>
<p>(事前確認の取消し)</p> <p>7-20</p> <p>(1) ……………所轄税務署長等に連絡する。</p> <p>イ～ニ (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) ……………所轄税務署長等に連絡する。</p> <p>(4) 所轄税務署長等は、確認内国法人に対し、局担当課から(1)又は(3) ……………</p> <p>……………</p>	<p>(事前確認の取消し)</p> <p>7-20</p> <p>(1) ……………所轄税務署長に連絡する。</p> <p>イ～ニ (同 左)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) ……………所轄税務署長に連絡する。</p> <p>(4) 所轄税務署長は、確認内国法人に対し、局担当課から(3) ……………</p>
<p>(確認対象事業年度前の各事業年度への準用)</p> <p>7-22 ……………</p> <p><u>なお、確認対象事業年度前の事業年度が連結事業年度に該当する場合で、確認申出内国法人が当該連結事業年度において連結子法人であったときは、当該連結事業年度における当該確認申出内国法人の連結親法人であった法人が、確認対象事業年度における独立企業間価格の算定方法等を当該連結事業年度へ準用することについて同意していることを確認申出書等により確認する。この場合において、当該確認申出内国法人の所轄税務署長等は、当該確認申出書等の写しを当該法人の所轄税務署長等に送付する。</u></p> <p>(注) ……………</p>	<p>(確認対象事業年度前の各事業年度への準用)</p> <p>7-22 ……………</p> <p>(注) ……………</p>
<p>(事前確認の申出と調査との関係)</p>	<p>(事前確認の申出と調査との関係)</p>

改正後	改正前
<p>7-23</p> <p>(1) 内国法人が確認対象事業年度の前の各事業年度<u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度を含む。以下7-23において同じ。)</u> ……………</p> <p>(2) 内国法人が事前確認の申出を行ったとしても、確認対象事業年度の前の各事業年度に係る調査の開始は妨げられない。</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) 調査に当たっては、内国法人から事前確認審査のために収受した資料(事実に関するものを除く。)は使用しない。ただし、当該資料を使用することについて当該内国法人の同意があるときは、この限りではない。</p>	<p>7-23</p> <p>(1) 内国法人が確認対象事業年度の前の各事業年度……………</p> <p>(2) 内国法人が事前確認の申出を行ったとしても、確認対象事業年度の前の事業年度に係る調査の開始は妨げられない。</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4) 調査に当たっては、<u>確認申出</u>内国法人から事前確認審査のために収受した資料(事実に関するものを除く。)は使用しない。ただし、当該資料を使用することについて当該<u>確認申出</u>内国法人の同意があるときは、この限りではない。</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(内国法人が連結グループに加入した場合等の取扱い)</u></p> <p>7-24</p> <p>(1) <u>確認申出内国法人が連結法人となった場合で、その法人(以下「連結加入等法人」という。)が引き続き事前確認の申出を行うときは、連結加入等法人に係る連結親法人の所轄税務署長は、当該連結親法人に対し、「連結加入等法人の内部取引等に係る事前確認の継続届出書」を別紙様式6により作成し、これを当該所轄税務署長に速やかに提出するよう求める。</u></p> <p><u>なお、当該届出書の提出部数は、調査課所管法人に該当する連結親法人にあつては1部(当該連結親法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には2部)、調査課所管法人に該当しない連結親法人にあつては3部(当該連結親法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には4部)とする。</u></p> <p>(2) <u>(1)の連結親法人からその所轄税務署長に対し(1)に定める届出書の提出があつた場合は、7-4及び7-5の取扱いに準じて処理を行う。この場合において、(1)の連結加入等法人が連結子法人であるときは、当該所轄税務署長は、当該届出書の写しを当該連結子法人が事前確認の申出を行っていた所轄税務署長に送付する。</u></p>

改正後	改正前						
	<p>(3) <u>(1)の連結親法人から(1)に定める届出書の提出があった場合のその連結加入等法人に係る事前確認については、当該連結親法人からその所轄税務署長に対し、平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)5-1(事前確認の申出)に定める事前確認の申出が行われたものとして、同事務運営指針の取扱いを適用する。</u></p>						
<p>第8章 平成29年1月31日付官協8-1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条(相互協議手続)の取扱い等について」(事務運営指針)(以下「日台相互協議指針」という。)に定める相互協議が行われる場合の取扱い</p>	<p>第8章 平成29年1月31日付官協8-1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条(相互協議手続)の取扱い等について」(事務運営指針)(以下「日台相互協議指針」という。)に定める相互協議が行われる場合の取扱い</p>						
<p>……………日台相互協議指針1(5)……………</p> <table border="1" data-bbox="253 730 1095 831"> <tr> <td data-bbox="253 730 383 831">1-1 (22)</td> <td data-bbox="383 730 591 831">……………</td> <td data-bbox="591 730 1095 831">……………1(5)(用語の意義)に定める相互協議</td> </tr> </table>	1-1 (22)	……………	……………1(5)(用語の意義)に定める相互協議	<p>……………日台相互協議指針1ホ……………</p> <table border="1" data-bbox="1184 730 2027 831"> <tr> <td data-bbox="1184 730 1314 831">1-1 (19)</td> <td data-bbox="1314 730 1523 831">……………</td> <td data-bbox="1523 730 2027 831">……………1ホ(用語の意義)に定める相互協議</td> </tr> </table>	1-1 (19)	……………	……………1ホ(用語の意義)に定める相互協議
1-1 (22)	……………	……………1(5)(用語の意義)に定める相互協議					
1-1 (19)	……………	……………1ホ(用語の意義)に定める相互協議					
<p>第9章 平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「<u>連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について</u>」(事務運営指針)(以下「<u>連結指針</u>」という。)の廃止に伴う経過的取扱い</p>	<p>(新設)</p>						
<p>(<u>連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する事務運営</u>)</p> <p>9-1 令和4年4月1日以後の連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する事務運営についてはこの章の取扱いによることとし、この場合の用語の意義及び事務運営の基本方針、国別報告事項、事業概況報告書及びローカルファイル、調査並びに独立企業間価格の算定等における留意点の取扱いについては第1章、第2章、第4章及び第5章の取扱いを準用する。</p>	<p>(新設)</p>						
<p>(<u>事前確認に係る取扱いの準用</u>)</p> <p>9-2 連結事業年度に係る事前確認の事務運営については、第7章の取扱いを準用する。</p>	<p>(新設)</p>						

改正後	改正前
<p><u>この場合における7-14の取扱いについては、事前確認を受けようとする内部取引に係る連結法人が連結事業年度において連結子法人である場合には、事前確認の申出を行った連結親法人の納税地を所轄する局担当課は、次に掲げる連結子法人の区分に応じ、速やかにそれぞれ次に定める部署に所要の連絡を行うことに留意する。</u></p> <p><u>イ 調査課所管法人に該当する連結子法人 当該連結子法人の本店等所在地を所轄する局調査課</u></p> <p><u>ロ 調査課所管法人に該当しない連結子法人 当該連結子法人の本店等所在地を所轄する局法人課税課を経由して当該連結子法人の本店等所在地を所轄する署法人課税部門</u></p>	
<p><u>(連結法人が行った事前確認の申出のうち、事前確認を行う旨の通知を受けていないものの取扱い)</u></p> <p><u>9-3</u></p> <p><u>(1) 事前確認(連結事業年度及び令和4年4月1日以後に開始する事業年度について確認を受けようとする事前確認に限る。)を受けようとする内部取引に係る法人(以下9-3において「継続確認対象法人」という。)が、当該事業年度において行う当該内部取引(以下9-3において「継続確認対象内部取引」という。)について引き続き事前確認の申出を行ったものとして取り扱われることを求める場合には、当該継続確認対象法人の所轄税務署長等は、当該継続確認対象法人に対し、「連結納税制度の廃止に伴う内部取引に係る事前確認継続届出書」(以下「継続届出書」という。)を別紙様式6により作成し、速やかに当該所轄税務署長等に提出するよう求める。</u></p> <p><u>なお、継続届出書の提出部数は、調査課所管法人に該当する継続確認対象法人にあつては1部(継続確認対象法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には2部)、調査課所管法人に該当しない継続確認対象法人にあつては3部(継続確認対象法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には4</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>部)とする。</p> <p>(2) <u>継続確認対象法人からその所轄税務署長等に対し、継続届出書の提出があった場合には、7-4及び7-5の取扱いに準じて処理を行う。この場合において、当該継続確認対象法人が連結事業年度において連結子法人であったときは、当該所轄税務署長等は、当該継続届出書の写しを当該継続確認対象法人の連結親法人であった法人の所轄税務署長等に送付する。</u></p> <p>(3) <u>継続確認対象法人から継続届出書の提出があった場合の当該継続確認対象法人に係る事前確認については、当該継続確認対象法人から当該継続確認対象法人の所轄税務署長等に対し、7-1に定める事前確認の申出が行われたものとして取り扱う。</u></p> <p>(4) <u>継続確認対象法人が、継続確認対象内部取引について、事前確認の申出を行ったものとして取り扱われることを求めない場合又は継続届出書の提出がない場合には、(1)の事前確認の申出を行った連結親法人であった法人の所轄税務署長等は、当該法人に対して継続確認対象内部取引については事前確認を受けない旨の事前確認の申出の修正を求める。</u></p>	
<p><u>(連結法人が行った事前確認の申出のうち、既に事前確認を行う旨の通知を受けているものの取扱い)</u></p> <p><u>9-4</u></p> <p>(1) <u>事前確認(連結事業年度及び令和4年4月1日以後に開始する事業年度について確認を受けようとする事前確認に限る。)を受けた内部取引に係る法人(以下9-4において「継続確認法人」という。)が、当該事業年度において行われる当該内部取引(以下9-4において「継続確認内部取引」という。)について、引き続き事前確認を受けたものとして取り扱われることを求める場合には、当該継続確認法人の所轄税務署長等は、当該継続確認法人に対し、継続届出書を別紙様式6により作成し、速やかに当該所轄税務署長等に提出するよう求める。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>なお、継続届出書の提出部数は、調査課所管法人に該当する継続確認法人にあつては1部（継続確認法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には2部）、調査課所管法人に該当しない継続確認法人にあつては3部（継続確認法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には4部）とする。</u></p> <p><u>(2) 継続確認法人からその所轄税務署長等に対し、継続届出書の提出があつた場合には、7-4及び7-5の取扱いに準じて処理を行う。この場合において、継続確認法人が連結事業年度において連結子法人であつたときは、当該所轄税務署長等は、当該継続届出書の写しを当該連結子法人の連結親法人であつた法人の所轄税務署長等に送付する。</u></p> <p><u>(3) 継続確認法人から継続届出書の提出があつた場合の継続確認内部取引については、当該継続確認法人の所轄税務署長等から当該継続確認法人に対し、7-14に定める事前確認を行う旨の通知が行われたものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(4) 継続確認法人が、継続確認内部取引について事前確認を受けたものとして取り扱われることを求めない場合又は継続届出書の提出がない場合には、(1)の事前確認を受けた連結親法人であつた法人の所轄税務署長等は、当該法人に対して継続確認内部取引については事前確認を受けない旨の9-3により準用して取り扱われる7-19に定める事前確認の改定の申出を求める。</u></p>	
<p><u>（令和4年4月1日以後に開始する事業年度のみを確認対象事業年度とする事前確認の申出）</u></p> <p><u>9-5 法人が、令和4年4月1日以後に開始する事業年度において行う内部取引についてのみ事前確認を受けようとする場合には、当該法人が連結事業年度において連結子法人に該当するときであっても、第7章の取扱いによることとする。この場合においては、連結指針を廃止するまでの間であっても、当該法人が事前確認の申出を行うことに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>（経過的取扱い・・・グループ通算制度の導入に係る改正通達の適用時期）</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<u>令和2年改正法第3条の規定による改正に伴うこの事務運営指針の取扱いの改正（9-5を除く。）は、令和4年4月1日から適用し、9-5の取扱いは、令和4年4月1日以後に開始する事業年度に係る事前確認の申出について適用する。</u>	

改正後

様式1

内部取引等に係る事前確認の申出書

受付印

令和 年 月 日		※整理番号		※連結グループ整理番号	
国税局長 税務署長 殿	申出法人	(フリガナ)			
	□□ 内外 国国 法法 人々	法人名			
		納税地	〒 電話() -		
		(フリガナ)			
		代表者氏名	(フリガナ)		
責任者氏名					
事業種目		資本金	百万円		

(申出の内容)
内部取引に係る独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容(□並びに恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人)について、次とおり確認を受けたいので申出をします。
申出の後、添付した資料のほかに審査のために必要な資料の提出を求められた場合には、速やかに提出します。

名	称	税 理 士 署 名
所	在 地	
代	表 者 氏 名	
事	業 種 目	
確 認 対 象 事 業 年 度	自 令和 年 月 日 事業年度 至 令和 年 月 日 事業年度	
確 認 対 象 内 部 取 引	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	
独 立 企 業 間 価 格 の 算 定 方 法		
恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人		
相 互 協 議 の 希 望 の 有 無	有・無	相 手 国 名
確 認 対 象 事 業 年 度 前 の 各 (連 結) 事 業 年 度 へ の 適 用 の 希 望 の 有 無	有・無	確 認 対 象 (連 結) 事 業 年 度
連 結 親 法 人 (連 結 事 業 年 度 へ の 適 用 を 希 望 す る 場 合 に 限 り 記 載)	法人名	
	納税地	
	連絡先	
	連結親法人による同意の有無	有・無
(その他特記事項)		

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算	業 種 番 号	整 理 簿	備 考
---------------	-----	-----	---------	-------	-----

改正前

様式1

内部取引等に係る事前確認の申出書

受付印

令和 年 月 日		※整理番号		※連結グループ整理番号	
国税局長 税務署長 殿	申出法人	(フリガナ)			
	□□□ 連 結 親 法 人	法人名			
		納税地	〒 電話() -		
		(フリガナ)			
		代表者氏名	(フリガナ)		
責任者氏名					
事業種目		資本金	百万円		

(申出の内容)
内部取引に係る独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容(□並びに恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人)について、次とおり確認を受けたいので申出をします。
申出の後、添付した資料のほかに審査のために必要な資料の提出を求められた場合には、速やかに提出します。

連 結 子 法 人 (申出の対象が連結子法人である場合)	(フリガナ)	法人名	整理番号
	〒 (局 署)	本店又は主たる事務所の所在地	部 門
		電話() 二	決 算 期
	(フリガナ)	代表者氏名	業 種 番 号
	責任者氏名	業 種 番 号	整 理 簿
	事業種目	資本金	回 付 先
		□親署⇒子署 □子署⇒親署	

名	称	税 理 士 署 名 押 印
所	在 地	
代	表 者 氏 名	
事	業 種 目	
確 認 対 象 (連 結) 事 業 年 度	自 平成・令和 年 月 日 事業年度 至 平成・令和 年 月 日 事業年度	
確 認 対 象 内 部 取 引	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日	
独 立 企 業 間 価 格 の 算 定 方 法		
恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人		
相 互 協 議 の 希 望 の 有 無	有・無	相 手 国 名
確 認 対 象 (連 結) 事 業 年 度 前 の 各 (連 結) 事 業 年 度 へ の 適 用 の 希 望 の 有 無	有・無	確 認 対 象 (連 結) 事 業 年 度
(その他特記事項)		

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算	業 種 番 号	整 理 簿	備 考
---------------	-----	-----	---------	-------	-----

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">内部取引等に係る事前確認の申出書の記載要領</p> <p>1 この申出書は、法人税法第138条第1項第1号、法人税法第69条第4項第1号に規定する内部取引に係る租税特別措置法第66条の4の3第1項、租税特別措置法第67条の18第1項に規定する独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容並びに恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における法人税法施行令第188条第2項第2号イ(1)若しくはロ(1)又は法人税法施行令第141条の4第3項第2号イ(1)又はロ(1)に規定する比較対象法人についての確認に関する申出をする場合に使用します。</p> <p>2 この申出書は、3部(相互協議を求める場合には4部)を納税地の所轄税務署長に提出してください。事前確認を受けようとする内部取引(以下「確認対象内部取引」といいます。)に係る国外事業所等が複数でその所在する国又は地域が異なる場合には、その国外事業所等の所在する国又は地域ごとに提出してください。</p> <p>なお、申出法人が調査課所管法人に該当する場合には1部(相互協議を求める場合には2部)をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「申出法人」欄には、「<input type="checkbox"/> 内国法人」又は「<input type="checkbox"/> 外国法人」にレ印を付した上、当該法人に関する事項を記載してください。</p> <p>(2) 「申出の内容」欄の「<input type="checkbox"/> 並びに恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人」には、内部取引に係る独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容に併せて、恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人についても申出を希望する場合に、レ印を付してください。</p> <p>(3) 「外国法人の本店等又は内国法人の国外事業所等」欄には、外国法人が申出を行う場合には内部取引等に係る本店等に関する事項を記載し、内国法人が申出を行う場合には内部取引等に係る国外事業所等に関する事項を記載してください。</p> <p>(4) 「申出法人」又は「外国法人の本店等又は内国法人の国外事業所等」欄中の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。</p> <p>(5) 「確認対象事業年度」欄には、事前確認を受けようとする事業年度を記載してください。</p> <p>(6) 「確認対象内部取引」欄には、棚卸資産の売買、役務提供、有形固定資産の使用、無形資産の使用、貸付金その他事前確認を受けようとする内部取引の種類及び対象品目、役務の内容、貸付金の内容等を記載してください。</p> <p>(7) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第66条の4の3第2項各号(同法第67条の18第2項において準用される場合を含む。)に掲げる算定方法のうち、採用しようとするいずれかの算定方法の名称を記載してください。</p> <p>(8) 「恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人」欄には、選定した比較対象法人の名称を記載してください。</p> <p>(9) 「確認対象事業年度前の各(連結)事業年度への適用の希望の有無」欄には、確認対象事業年度における独立企業間価格の算定方法等を各対象事業年度前の各事業年度へ準用を希望する場合には、準用を希望する事業年度又は連結事業年度を記載してください。</p> <p>(10) (9)の場合において、連結事業年度への準用を希望し、かつ申出法人が当該連結事業年度において連結子法人であった場合に、「連結親法人」欄に、当該連結事業年度における申出法人の連結親法人に関する事項を記載してください。</p> <p>(11) 「税理士署名」欄には、この申出書を税理士が作成した場合は、その税理士が署名してください。</p> <p>4 この申出書には、平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)の6-2(資料の添付)若しくは7-2(資料の添付)に掲げる資料のほか、確認にあたり必要と認められる資料を必ず添付してください。</p>	<p style="text-align: center;">内部取引等に係る事前確認の申出書の記載要領</p> <p>1 この申出書は、法人税法第138条第1項第1号、法人税法第69条第4項第1号に規定する内部取引に係る租税特別措置法第66条の4の3第1項、租税特別措置法第67条の18第1項又は租税特別措置法第68条の107の2第1項に規定する独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容並びに恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における法人税法施行令第188条第2項第2号イ(1)若しくはロ(1)又は法人税法施行令第141条の4第3項第2号イ(1)又はロ(1)〔<u>法人税法施行令第155条の27の3第3項の規定による計算を行う場合を含む。</u>〕に規定する比較対象法人についての確認に関する申出をする場合に使用します。</p> <p>2 この申出書は、3部(相互協議を求める場合には4部)を納税地の所轄税務署長に提出しますが、<u>連結子法人と当該連結子法人の国外事業所等との内部取引等に係る申出については、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。</u>事前確認を受けようとする内部取引(以下「確認対象内部取引」といいます。)に係る連結子法人が複数ある場合や国外事業所等が複数でその所在する国又は地域が異なる場合には、<u>その連結子法人ごと</u>、その国外事業所等の所在する国又は地域ごとに提出してください。</p> <p>なお、申出法人が調査課所管法人に該当する場合には1部(相互協議を求める場合には2部)をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「申出法人」欄には、<u>連結子法人以外の法人(単体法人又は外国法人)が申出を行う場合には「<input type="checkbox"/> 単体法人」又は「<input type="checkbox"/> 外国法人」にレ印を付した上、当該法人(単体法人又は外国法人)に関する事項を記載してください。</u>また、<u>連結親法人が自己の内部取引等に係る申出を行う場合又はその連結子法人の内部取引等に係る申出を行う場合には「<input type="checkbox"/> 連結親法人」にレ印を付した上、当該連結親法人に関する事項を記載してください。</u></p> <p>(2) 「申出の内容」欄の「<input type="checkbox"/> 並びに恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人」には、内部取引に係る独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容に併せて、恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人についても申出を希望する場合に、レ印を付してください。</p> <p>(3) 「<u>連結子法人</u>」欄には、<u>連結子法人の内部取引等に係る申出である場合のみ記載し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、その連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名等、当該連結子法人に関する事項を記載してください。</u></p> <p>(4) 「外国法人の本店等又は内国法人の国外事業所等」欄には、外国法人が申出を行う場合には内部取引等に係る本店等に関する事項を記載し、内国法人が申出を行う場合には内部取引等に係る国外事業所等に関する事項を記載してください。</p> <p>(5) 「申出法人」、「<u>連結子法人</u>」又は「外国法人の本店等又は内国法人の国外事業所等」欄中の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。</p> <p>(6) 「<u>確認対象(連結)事業年度</u>」欄には、<u>該当する元号を○で囲んだ上、事前確認を受けようとする事業年度又は連結事業年度を記載してください。</u></p> <p>(7) 「<u>確認対象内部取引</u>」欄には、<u>棚卸資産の売買、役務提供、有形固定資産の使用、無形資産の使用、貸付金その他事前確認を受けようとする内部取引の種類及び対象品目、役務の内容、貸付金の内容等を記載してください。</u></p> <p>(8) 「<u>独立企業間価格の算定方法</u>」欄には、<u>租税特別措置法第66条の4の3第2項各号(同法第67条の18第2項又は同法68条の107の2第2項において準用される場合を含む。)</u>に掲げる算定方法のうち、採用しようとするいずれかの算定方法の名称を記載してください。</p> <p>(9) 「<u>恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人</u>」欄には、<u>選定した比較対象法人の名称を記載してください。</u></p> <p>(10) 「<u>税理士署名押印</u>」欄には、この申出書を税理士が作成した場合は、その税理士が署名押印してください。</p> <p>4 この申出書には、平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)の6-2(資料の添付)若しくは7-2(資料の添付)又は平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「<u>連結子法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について</u>」(事務運営指針)の5-2(資料の添付)に掲げる資料のほか、確認にあたり必要と認められる資料を必ず添付してください。</p>

改正後

改正前

様式4

内部取引等に係る事前確認の報告書

受付印		※整理番号	
		※連結グループ整理番号	
令和 年 月 日	確認法人 <input type="checkbox"/> 連単外 <input type="checkbox"/> 結体国親法法人	(フリガナ) 法人名 〒 納税地 電話 () - (フリガナ) 代表者氏名 (フリガナ) 責任者氏名 事業種目	資本金 百万円
国税局長 殿 税務署長			
確認を受けた内部取引等について、次のとおり申告が行われていること報告します。			
連 結 子 法 人 (確認の対象が連結子法人である場合)	(フリガナ) 法人名	※	整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局 署) 電話 () -	税	部 門
	(フリガナ) 代表者氏名	務	決 算 期
	(フリガナ) 責任者氏名	署	業 種 番 号
	事業種目	処	整 理 簿
	資本金 百万円	理	回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署⇒子署 <input type="checkbox"/> 子署⇒親署
税理士署名欄	名 称		
	所 在 地		
	代 表 者 氏 名		
	事 業 種 目		
報告(連結)事業年度	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日 (連結)事業年度 至 (連結)事業年度		
確認内部取引			
独立企業間価格の算定方法			
恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人			
補償調整の有無	有・無	補償調整の方法及びその金額等	恒久的施設帰属所得：イ <input type="checkbox"/> ロ <input type="checkbox"/> ハ <input type="checkbox"/> ニ <input type="checkbox"/> 国外事業所等帰属所得：(1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4) <input type="checkbox"/> ()
恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領等に定める事項を記載した資料(その他特記事項)	(1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4) <input type="checkbox"/> (5) <input type="checkbox"/> (6) <input type="checkbox"/> ()		
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
			整理簿
			備考

様式4

内部取引等に係る事前確認の報告書

受付印		※整理番号	
		※連結グループ整理番号	
令和 年 月 日	確認法人 <input type="checkbox"/> 連単外 <input type="checkbox"/> 結体国親法法人	(フリガナ) 法人名 〒 納税地 電話 () - (フリガナ) 代表者氏名 (フリガナ) 責任者氏名 事業種目	資本金 百万円
国税局長 殿 税務署長			
確認を受けた内部取引等について、次のとおり申告が行われていること報告します。			
連 結 子 法 人 (確認の対象が連結子法人である場合)	(フリガナ) 法人名	※	整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局 署) 電話 () -	税	部 門
	(フリガナ) 代表者氏名	務	決 算 期
	(フリガナ) 責任者氏名	署	業 種 番 号
	事業種目	処	整 理 簿
	資本金 百万円	理	回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署⇒子署 <input type="checkbox"/> 子署⇒親署
税理士署名欄	名 称		
	所 在 地		
	代 表 者 氏 名		
	事 業 種 目		
報告(連結)事業年度	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日 (連結)事業年度 至 (連結)事業年度		
確認内部取引			
独立企業間価格の算定方法			
恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人			
補償調整の有無	有・無	補償調整の方法及びその金額等	恒久的施設帰属所得：イ <input type="checkbox"/> ロ <input type="checkbox"/> ハ <input type="checkbox"/> ニ <input type="checkbox"/> 国外事業所等帰属所得：(1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4) <input type="checkbox"/> ()
恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領等に定める事項を記載した資料(その他特記事項)	(1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4) <input type="checkbox"/> (5) <input type="checkbox"/> (6) <input type="checkbox"/> ()		
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
			整理簿
			備考

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">内部取引等に係る事前確認の報告書の記載要領</p> <p>1 この報告書は、内部取引等に係る事前確認に関する報告をする場合に使用します。</p> <p>2 この報告書は、3部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人と当該連結子法人の国外事業所等との内部取引等に係る報告については、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>なお、確認法人が調査課所管法人に該当する場合には1部をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「確認法人」欄には、連結法人以外の法人（単体法人又は外国法人）が報告を行う場合には「<input type="checkbox"/> 単体法人」又は「<input type="checkbox"/> 外国法人」にレ印を付した上、当該法人（単体法人又は外国法人）に関する事項を記載してください。また、連結親法人が自己の内部取引等に係る報告を行う場合又はその連結子法人の内部取引等に係る報告を行う場合には「<input type="checkbox"/> 連結親法人」にレ印を付した上、当該連結親法人に関する事項を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、連結子法人の内部取引等に係る報告である場合にのみ記載し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名等、当該連結子法人に係る事項を記載してください。</p> <p>(3) 「外国法人の本店等又は内国法人の国外事業所等」欄には、外国法人が報告を行う場合には内部取引等に係る本店等に関する事項を記載し、内国法人が報告を行う場合には内部取引等に係る国外事業所等に関する事項を記載してください。</p> <p>(4) 「確認法人」、「連結子法人」又は「外国法人の本店等又は内国法人の国外事業所等」欄中の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。</p> <p>(5) 「報告（連結）事業年度」欄には、該当する元号を○で囲んだ上、報告する事業年度又は連結事業年度を記載してください。</p> <p>(6) 「確認内部取引」欄には、棚卸資産の売買、役務提供、有形固定資産の使用、無形資産の使用、貸付金その他確認を受けた内部取引の種類及び対象品目、役務の内容、貸付金の内容等を記載してください。</p> <p>(7) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第66条の4の3第2項各号（同法第67条の18第2項又は旧法68条の107の2第2項において準用される場合を含む。）に掲げる算定方法のうち、事前確認を受けた算定方法の名称を記載してください。</p> <p>(8) 「恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人」欄には、選定した比較対象法人の名称を記載してください。</p> <p>(9) 「補償調整の有無」欄には、報告する事業年度又は連結事業年度における事前確認に基づく恒久的施設帰属所得に係る所得の金額、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額又は国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の調整等の有無を記載してください。</p> <p>(10) 「補償調整の方法及びその金額等」欄には、上記(9)の調整がある場合に、その処理が平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）6-18(2)(イ)から(ニ)（事前確認に基づく調整等）まで、7-18(1)から(4)（事前確認に基づく調整等）までに掲げる処理の区分のうちいずれに該当するかを記載してください。また、調整を行った事業年度又は連結事業年度及びその金額を括弧内に記載してください。</p> <p>(11) 「税理士署名」欄には、この報告書を税理士が作成した場合は、当該税理士が署名してください。</p> <p>4 この報告書には、平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）の6-16(1)から(6)（報告書の提出）まで、7-16(1)から(6)（報告書の提出）までに掲げる事項を記載した資料を添付し、「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領等に定める事項を記載した資料」欄には、添付した資料に記載した事項が、上記事務運営指針の(1)から(6)までのいずれに該当するかに応じて<input type="checkbox"/>にレ印を付してください。なお、「(6)」にレ印を付した場合には、添付した資料の内容を括弧内に簡記してください。</p>	<p style="text-align: center;">内部取引等に係る事前確認の報告書の記載要領</p> <p>1 この報告書は、内部取引等に係る事前確認に関する報告をする場合に使用します。</p> <p>2 この報告書は、3部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人と当該連結子法人の国外事業所等との内部取引等に係る報告については、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>なお、確認法人が調査課所管法人に該当する場合には1部をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「確認法人」欄には、連結法人以外の法人（単体法人又は外国法人）が報告を行う場合には「<input type="checkbox"/> 単体法人」又は「<input type="checkbox"/> 外国法人」にレ印を付した上、当該法人（単体法人又は外国法人）に関する事項を記載してください。また、連結親法人が自己の内部取引等に係る報告を行う場合又はその連結子法人の内部取引等に係る報告を行う場合には「<input type="checkbox"/> 連結親法人」にレ印を付した上、当該連結親法人に関する事項を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、連結子法人の内部取引等に係る報告である場合にのみ記載し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名等、当該連結子法人に係る事項を記載してください。</p> <p>(3) 「外国法人の本店等又は内国法人の国外事業所等」欄には、外国法人が報告を行う場合には内部取引等に係る本店等に関する事項を記載し、内国法人が報告を行う場合には内部取引等に係る国外事業所等に関する事項を記載してください。</p> <p>(4) 「確認法人」、「連結子法人」又は「外国法人の本店等又は内国法人の国外事業所等」欄中の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。</p> <p>(5) 「報告（連結）事業年度」欄には、該当する元号を○で囲んだ上、報告する事業年度又は連結事業年度を記載してください。</p> <p>(6) 「確認内部取引」欄には、棚卸資産の売買、役務提供、有形固定資産の使用、無形資産の使用、貸付金その他確認を受けた内部取引の種類及び対象品目、役務の内容、貸付金の内容等を記載してください。</p> <p>(7) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第66条の4の3第2項各号（同法第67条の18第2項又は旧法68条の107の2第2項において準用される場合を含む。）に掲げる算定方法のうち、事前確認を受けた算定方法の名称を記載してください。</p> <p>(8) 「恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人」欄には、選定した比較対象法人の名称を記載してください。</p> <p>(9) 「補償調整の有無」欄には、報告する事業年度又は連結事業年度における事前確認に基づく恒久的施設帰属所得に係る所得の金額、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額又は国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の調整等の有無を記載してください。</p> <p>(10) 「補償調整の方法及びその金額等」欄には、上記(9)の調整がある場合に、その処理が平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）6-18(2)(イ)から(ニ)（事前確認に基づく調整等）まで、7-18(1)から(4)（事前確認に基づく調整等）まで、又は平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）5-18(1)から(4)（事前確認に基づく調整等）までに掲げる処理の区分のうちいずれに該当するかを記載してください。また、調整を行った事業年度又は連結事業年度及びその金額を括弧内に記載してください。</p> <p>(11) 「税理士署名押印」欄には、この報告書を税理士が作成した場合は、当該税理士が署名押印してください。</p> <p>4 この報告書には、平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）の6-16(1)から(6)（報告書の提出）まで、7-16(1)から(6)（報告書の提出）まで、又は平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）の5-16(1)から(6)（報告書の提出）までに掲げる事項を記載した資料を添付し、「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領等に定める事項を記載した資料」欄には、添付した資料に記載した事項が、上記各事務運営指針の(1)から(6)までのいずれに該当するかに応じて<input type="checkbox"/>にレ印を付してください。なお、「(6)」にレ印を付した場合には、添付した資料の内容を括弧内に簡記してください。</p>

改正後

改正前

様式 5

		第 号 令和 年 月 日							
納 税 地									
法 人 名									
代表者氏名		殿							
国 税 局 長 税 務 署 長									
内部取引等に係る事前確認の取消通知書									
<p>平成 令和 年 月 日付で通知した下記の法人が行う内部取引等に係る事前確認については、平成 令和 年 月 日終了（連結）事業年度以降の（連結）事業年度分につき下記の理由により取り消したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 確認内部取引等を行う法人</p> <table border="1"><tr><td>本店又は主たる事務所の所在地</td><td></td></tr><tr><td>法 人 名</td><td></td></tr><tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr></table> <p>2 理由</p> <table border="1"><tr><td style="height: 100px;"></td></tr></table>			本店又は主たる事務所の所在地		法 人 名		代 表 者 氏 名		
本店又は主たる事務所の所在地									
法 人 名									
代 表 者 氏 名									

(同左)

改正後

内部取引等に係る事前確認の取消通知書

1 使用目的

「内部取引等に係る事前確認の取消通知書」（様式5）は、内部取引等に係る独立企業間価格の算定方法等又は恒久的施設帰属資本相当額若しくは国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人に係る事前確認について取消しを行う場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
国税局長 税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。
本文	「平成 令和 年 月 日付で通知した」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消する。 「下記の法人が行う」の文字は、事前確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。 「平成 令和 年 月 日終了（連結）事業年度以降の（連結）事業年度分」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消の上、事業年度又は連結事業年度の区分に応じ、補正するとともに、その終了の日を記載する。
確認内部取引等を行う法人	事前確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。
理由	平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）6-20(1)（事前確認の取消し）若しくは7-20(1)（事前確認の取消し）に定める取消し理由を記載する。

改正前

内部取引等に係る事前確認の取消通知書

1 使用目的

「内部取引等に係る事前確認の取消通知書」（様式5）は、内部取引等に係る独立企業間価格の算定方法等又は恒久的施設帰属資本相当額若しくは国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人に係る事前確認について取消しを行う場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
国税局長 税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。
本文	「平成 令和 年 月 日付で通知した」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消する。 「下記の法人が行う」の文字は、事前確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。 「平成 令和 年 月 日終了（連結）事業年度以降の（連結）事業年度分」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消の上、事業年度又は連結事業年度の区分に応じ、補正するとともに、その終了の日を記載する。
確認内部取引等を行う法人	事前確認の対象となる内部取引等を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。
理由	平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）6-20(1)（事前確認の取消し）若しくは7-20(1)（事前確認の取消し）又は平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「 <u>連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について</u> 」（事務運営指針）5-20(1)（事前確認の取消し）に定める取消し理由を記載する。

改正後

改正前

(削除)

様式6

□連結加入等法人の内部取引等に係る事前確認の継続届出書
□連結離脱等法人の内部取引等に係る事前確認の継続届出書

受付印		※整理番号		※連結グループ整理番号	
届出法人 <input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 親体 <input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ)				
	法 人 名				
	納 税 地	〒 _____ 電話() - _____			
	(フリガナ)				
	代 表 者 氏 名	_____ 印			
	(フリガナ)				
責 任 者 氏 名	_____ 印				
事 業 種 目	_____				
資 本 金	_____ 百万円				
<input type="checkbox"/> 届申出法人 <input type="checkbox"/> 審査対象法人 <input type="checkbox"/> 連単 <input type="checkbox"/> 結体 <input type="checkbox"/> 法人 人	(フリガナ)			※ 整理番号	
	法 人 名			税 務 部 門	
	納税地、本店又は主たる事務所の所在地	〒 _____ (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名	_____ 印		整 理 簿	
責 任 者 氏 名	_____ 印		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署→子署 <input type="checkbox"/> 旧子署→旧親署	
事 業 種 目	_____		資 本 金	_____ 百万円	
国 外 事 業 所 等	名 称				
	所 在 地				
	代 表 者 氏 名				
	事 業 種 目				
当初の事前確認の申出日	平成・令和 年 月 日				
この届出の提出前の確認対象(連結)事業年度	自	平成・令和 年 月 日	(連結)事業年度	至	平成・令和 年 月 日 (連結)事業年度
	自	平成・令和 年 月 日		至	平成・令和 年 月 日
この届出により変更となる確認対象連結事業年度・確認対象事業年度の内訳	(連結事業年度)				
	自	平成・令和 年 月 日	連結事業年度	至	平成・令和 年 月 日 連結事業年度
	自	平成・令和 年 月 日		至	平成・令和 年 月 日
	(単体事業年度)				
自	平成・令和 年 月 日	事業年度	至	平成・令和 年 月 日 事業年度	
自	平成・令和 年 月 日		至	平成・令和 年 月 日	
税 理 士 署 名 押 印		_____ 印			
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。					
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考

改正後	改正前
(削除)	<p style="text-align: center;">連結加入等法人の内部取引等に係る事前確認の継続届出書 連結離脱等法人の内部取引等に係る事前確認の継続届出書 の記載要領</p> <p>1 この届出書は、内国法人が内部取引等に係る事前確認の申出（以下「事前確認の申出」といいます。）を行った後、その事前確認を受けようとする内部取引等（以下「確認対象内部取引等」といいます。）を行う法人（以下「審査対象法人」といいます。）の納税方式に異動が生じ、①審査対象法人が連結法人となった場合、②連結法人である審査対象法人が連結法人以外の法人（単体法人）となった場合、③連結法人である審査対象法人が他の連結グループの連結法人となった場合で、これらの法人が引き続きその事前確認の申出を行うときに使用します。</p> <p>表題の□には、その区分に応じ、レ印を付してください（③の場合は、表題の□の双方にレ印を付してください。）。</p> <p>2 この届出書は、3部（相互協議を求める場合には4部）を、1①及び③の場合はその連結親法人の納税地の所轄税務署長に、1②の場合はその審査対象法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>なお、届出法人が調査課所管法人に該当する場合には1部（相互協議を求める場合には2部）をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「届出法人」欄には、1①及び③の場合は「□ 連結親法人」にレ印を付すとともに、「法人名」等の各欄にはその連結親法人（1③の場合は、新たな連結親法人）に関する事項を記載してください。また、1②の場合は「□ 単体法人」にレ印を付すとともに、「法人名」等の各欄にはその審査対象法人（単体法人）に関する事項を記載してください。</p> <p>(2) 「責任者氏名」欄には、この申出に係る責任者の氏名を記載してください。</p> <p>(3) 「届出申出法人」、「□ 旧申出連結子法人 □ 審査対象法人」又は「国外事業所等」欄中の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。</p> <p>(4) 「□ 旧申出法人 □ 審査対象法人」欄には、1①の場合は「□ 旧申出法人」及び「□ 単体法人」にレ印を付し、当初申出を行った法人（審査対象法人）に関する事項を、1②の場合は「□ 旧申出法人」及び「□ 連結法人」にレ印を付し、当初申出を行った連結法人（連結親法人）に関する事項を記載してください。また、1③の場合は「□ 審査対象法人」及び「□ 連結法人」にレ印を付し、その連結法人である審査対象法人に関する事項を記載するとともに、本様式の本欄のみを別途用いて、「□ 旧申出法人」及び「□ 連結法人」にレ印を付し、当該審査対象法人の直前の連結親法人に関する事項を記載したものを添付してください。</p> <p>(5) 「当初の事前確認の申出日」欄には、該当する元号を○で囲んだ上、審査対象法人の納税方式に異動が生じる前に行った当初の事前確認の申出日を記載してください。</p> <p>(6) 「この届出の提出前の確認対象（連結）事業年度」欄には、該当する元号を○で囲んだ上、この届出の提出前の確認対象（連結）事業年度を記載してください。</p> <p>(7) 「この届出により変更となる確認対象連結事業年度・確認対象事業年度の内訳」欄には、該当する元号を○で囲んだ上、この届出による変更後の確認対象内部取引に係る期間を連結事業年度、事業年度の別に区分して記載してください。</p>

改正後

改正前

様式6

連結納税制度の廃止に伴う内部取引等に係る事前確認継続届出書

受付印 令和 年 月 日 国税局長 殿 税務署長		※整理番号 ※旧連結グループ整理番号	
		届出法人 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 連続親子法人	(フリガナ) 法人名 〒 納税地 (フリガナ) 代表者氏名 (フリガナ) 責任者氏名
当初の事前確認の申出連結法人	(フリガナ) 法人名	〒 (局 署) 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 (フリガナ) 責任者氏名 連絡先() -	※ 整理番号
	納税地、本店又は主たる事務所の所在地		※ 税務署 部門 決算期
	(フリガナ) 代表者氏名		※ 業種番号
	(フリガナ) 責任者氏名		※ 整理簿 欄 回付先 <input type="checkbox"/> 回付不要 <input type="checkbox"/> 旧子署⇒旧親署
国外事業所等	名 称 本店又は主たる事務所の所在地 代表者氏名		
当初の事前確認の申出日	平成・令和 年 月 日		
当初の確認対象連結事業年度(又は確認連結事業年度)	平成・令和 年 月 日 自 平成・令和 年 月 日 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 連結事業年度 連結事業年度		
当初の事前確認の申出に係る事前確認を行う旨の通知の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
相互協議の継続に関する希望の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 相手国名		

税 理 士 署 名

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
----------	----	-----	------	-----	----

(新設)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">連結納税制度廃止に伴う内部取引等に係る事前確認継続届出書の記載要領</p> <p>1 この届出書は、次の場合に使用します。</p> <p>(1) 連結法人が内部取引等に係る事前確認の申出（以下「事前確認の申出」といいます。）を行った後、連結納税制度の廃止に伴いその確認を受けようとする内部取引を行う法人（以下「継続確認対象法人」といいます。）の納税方式に異動が生じた場合で、当該法人が引き続きその事前確認の申出を行ったものとして取り扱われることを求めるとき。</p> <p>(2) 連結法人が事前確認を行う旨の通知を受けた後、連結納税制度の廃止に伴いその確認を受けた内部取引を行う法人（以下「継続確認法人」といいます。）の納税方式に異動が生じた場合で、当該法人が引き続きその事前確認を受けたものとして取り扱われることを求めるとき。</p> <p>2 この届出書は、3部（相互協議を求める場合には4部）を、その継続確認対象法人又は継続確認法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>なお、届出法人が調査課所管法人に該当する場合には1部（相互協議を求める場合には2部）をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「届出法人」欄には、連結事業年度における届出法人の区分に応じ□にレ印を付すとともに、「法人名」等の各欄には届出法人に関する事項を記載してください。</p> <p>(2) 「当初の事前確認の申出連結法人」欄には、当初の事前確認の申出連結法人が届出法人と異なる場合にのみ記載し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、当初の事前確認の申出連結法人に関する事項を記載してください。</p> <p>(3) 「当初の事前確認の申出日」欄には、連結納税制度の廃止前に行った当初の事前確認の申出日を記載してください。</p> <p>(4) 「当初の確認対象連結事業年度」欄には、連結納税制度廃止前に行った当初の事前確認の申出に記載した確認対象連結事業年度（既に確認通知を受けている場合は、通知書に記載されている確認連結事業年度）を記載してください。</p> <p>(5) 「当初の事前確認の申出に係る事前確認を行う旨の通知の有無」欄には、連結納税制度の廃止前に行った当初の事前確認の申出について、事前確認を行う旨の通知を受けているか否かの区分に応じて□にレ印を付してください。</p> <p>(6) 「相互協議の継続に関する希望の有無」欄には、相互協議の継続を希望するか否かの区分に応じて□にレ印を付してください。</p>	<p>(新設)</p>